

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施計画

N o	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	推奨事業メニュー	事業 始期	事業 終期
1	臨時的保育施設支援事業(R8補正分)	こども未来課	①依然として物価高騰の影響を受けている事業者のうち、市内の保育・児童福祉施設等に対して、物価上昇相当分を支援するための給付金を支給し、安定的な保育サービスの提供に資する。 ②光熱水費や食料費の物価上昇相当分 ③認定こども園 1,000,000円 認可保育所 500,000円 小規模保育所、事業所内保育所 150,000円×4施設＝600,000円 ④市内保育施設 合計:6施設	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R8.7	R9.3
2	臨時的医療施設支援事業(R8補正分)	保健課	①依然として物価高騰の影響を受けている事業者のうち、市内の医療施設等に対して、物価上昇相当分を支援するための給付金を支給し、安定的な医療サービスの提供に資する。 ②光熱水費や食料費の物価上昇相当分 ③○病院(1施設)3,260,000円 ※基準額1,000,000円＋入院病床1床ごとに50,000円加算(休床除く)＋透析ベッド1床ごとに30,000円加算 ○有床診療所(3施設)2,300,000円 ※基準額200,000円＋入院病床1床ごとに5万円加算(休床除く) ○無床診療所 200,000円×11施設＝2,200,000円 ○歯科診療所 100,000円×12施設＝1,200,000円 ○薬局 50,000円×13施設＝650,000円 ④市内医療施設 合計:40施設	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R8.7	R9.3
3	臨時的障害福祉施設支援事業(R8補正分)	社会福祉課	①依然として物価高騰の影響を受けている事業者のうち、市内の障害福祉施設に対して、物価上昇相当分を支援するための給付金を支給し、安定的な障害福祉サービスの提供に資する。 ②各障害福祉サービス施設における光熱費等(電気・ガス・灯油代等)、食料費の負担増加分 ③○通所系・訪問系事業所等 50,000円×16事業所＝800,000円(39名以下) 150,000円×2事業所＝300,000円(40名以上) ○入所施設(定員規模に応じて150,000円～500,000円で設定) 75,000円×2事業所＝150,000円(17名以下) 250,000円×3事業所＝750,000円(30名以上49名以下) 400,000円×0事業所＝0円(50名以上79名以下) (事業費2,000千円のうち157千円は一般財源) ④市内障害福祉施設 合計:23施設	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R8.7	R9.3
4	臨時的介護保険事業所支援事業(R8補正分)	高齢福祉課	①依然として物価高騰の影響を受けている事業者のうち、市内の介護保険事業所に対して、物価上昇相当分を支援するための給付金を支給し、安定的なサービスの提供に資する。 ②介護保険事業所における光熱費等(電気・ガス・灯油代等)負担分補助として、事業種別、施設定員・規模に応じた給付金(定額)を支給する。 ③○通所・訪問事業所等 50,000円×19事業所＝950,000円(39名以下) 150,000円×2事業所＝300,000円(40名以上) ○入所施設 75,000円×2事業所＝150,000円(17名以下) 150,000円×11事業所＝1,650,000円(18名～29名) 250,000円×1事業所＝250,000円(30名～49名) 400,000円×2事業所＝800,000円(50名～79名) 500,000円×6事業所＝3,000,000円(80名以上) ④市内介護福祉施設 合計:43施設	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R8.7	R9.3